



## 1. 利用者の皆様へ

山形赤倉温泉スキー場は、昭和37年に開業し平成16年に国民体育大会を開催できるまでに成長いたしました。

2011年3月には「全日本マスターズスキー選手権大会」、2014年2月には「全国身体障害者スキー大会」など各大会を開催し、2017年2月1日～5日に「全国中学校スキー大会」が開催されました。

2013～2014シーズンより赤倉スキー場は『最上町直営』となり「赤倉温泉スキー場」となり、索道事業『山形県最上町赤倉温泉スキー場』として運営しております。

「赤倉温泉スキー場」は、これまでの経験をいかし、安全最優先を経営理念に挙げ法令を厳守し、安全輸送とサービス向上に努めて参りたいと思います。2017年よりAEDを導入。2020年度からは新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、一般財団法人日本鋼索交通協会の定めた「索道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」を遵守し、尚一層の安全管理体制の構築を図るため、「安全報告書」として取りまとめ皆様にお届け致します。

なお、この報告書を徹し、安全管理体制に関しご理解をいただくと共により一層のご支援とご来場を賜りたくお願い申し上げます。

山形県最上町赤倉温泉スキー場

最上町町長 高橋 重美

## 2. 安全の基本方針

場内の安全確保について「安全を確保する為の基本方針」を次のように挙げ所長以下従業員に周知・徹底しております。

- (1) 一致団結して輸送の安全に努めます。
- (2) 輸送の安全に関する法令及び規定（本規定を含む。以下、「法令等」という）をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。
- (3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するように努めます。
- (4) 職務の実行にあたり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをします。
- (5) 事故・災害等が発生した時は、人命救助を最優先に行動し、迅速に安全適切な処置をとります。
- (6) 情報は洩れなく、迅速に正確に伝え、透明性を確保します。
- (7) 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦していきます。

## 3. 安全に関する場内の取り組み

安全の確保が最も重要であることを場内全員が自覚をし、ヒューマンエラーを防止する為に次の様な取り組みを実施しながら安全確保の意識の浸透を図っております。

### (1) 人材育成

シーズン営業開場前に、意識改革と知識向上する為、輸送や皆様の安全に役立つよう、施設および取り扱いについて安全教育訓練を実施しています。

#### 安全教育の実施状況



新人研修



グループ討議

## (2) 緊急時対応訓練

シーズン前に職員一同にて停電など想定して、救助訓練を実施しています。

### 消火器 消火訓練



### 救助竿による救助訓練



## 予備原動機の取り扱いの訓練



### (3) 安全の為の処置

安全維持のため握索機の解体点検を実施し、修理及び部品の交換などを行っております



圧索装置分解点検



圧索装置分解洗浄



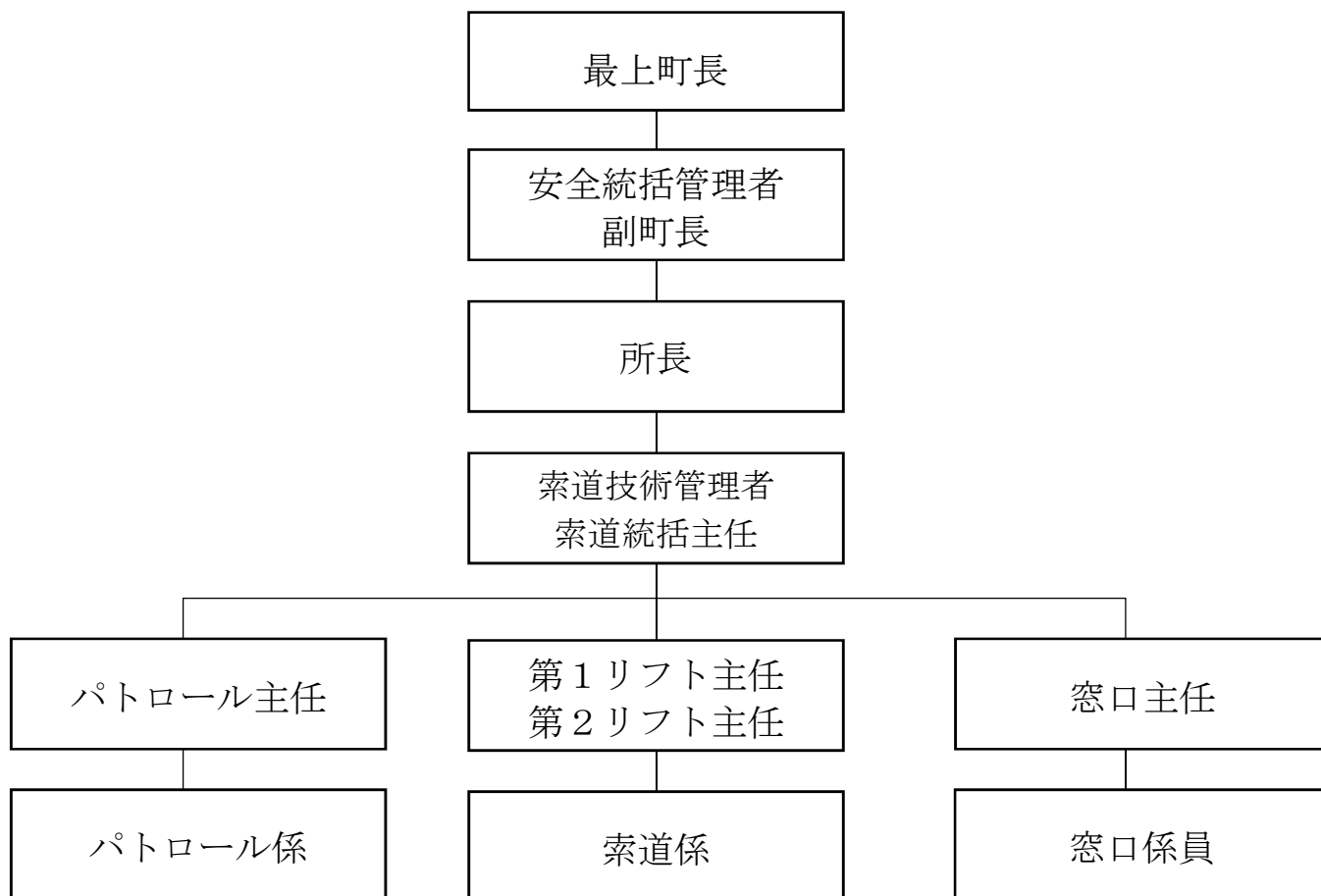
圧索装置 グリスアップ



圧索装置組み立て

令和6年11月25日(月)実施

#### 4. 安全管理体制



最上町長をトップとする安全管理組織を構築し、各責任者の責務を明確にしています。また、場内では「ヒヤリ・ハット」報告制度を導入し、『なんでも書いて！』自由帳を設けて日々の業務に反映させております。

##### 最上町長

輸送の安全確保に関する最終的な責任を負う。

##### 副町長（安全統括管理者）

索道事業の輸送安全の安全確保に関する業務を統括する。

##### 所長

安全統括管理者の指揮の下、索道の運行管理、索道施設の保守の管理その他の技術上の事項に関する業務統括管理する。

##### 索道統括主任（索道技術管理者兼索道技術管理員）

所長の指揮の下、索道の運行管理、索道施設の保守の管理その他の技術上の事項に関する業務統括管理しその業務を遂行する。

## 5. 赤倉温泉スキー場ご利用のお客様へのお願い

最上町赤倉温泉スキー場におけるスキーその他の雪上スポーツや遊びに関する利用は、以下の各項目を理解し守った上で行ってください。

スキー以外の用具を使用の場合は、「スキー」及び「スキーヤー」の記述を該当する用具に置き換えてお読みください。

### ■危険の告知

スキー場は、利用者の安全を守るために最善の努力をしていますが、次のような特有のあることを理解し、この危険を自分の注意により避けるようにしてください。

- 雪・風・霧など、天候による危険
- 崖・凹凸など、地形による危険
- アイスバーン・吹きだまり・雪崩など・雪の状態による危険
- 岩石・立木など、自然の障害物による危険
- リフト施設・建物・雪上車両など、人工の障害物による危険
- 他のスキーヤーとの接触による危険
- 自分の失敗による危険

### ■ルール

当スキー場では、次にあげる項目を守ってご利用をお願いします。

- 地形・天候・雪質・技能・体調・混雑など状況に合わせて、いつでも危険を避けて止まれるスピードと滑り方を学び、常に滑走をコントロールしなければならない
- 前にいる人の滑走を妨害してはならない
- 追い越す時は、その人との距離を十分にあげなければならない
- 滑り出すとき、合流するとき、斜面を横切るときは、斜面上方をよく確認して安全を確かめなければならない
- コースの中で座り込んではいけない。せまい所や上から見通せない所では立ち止まることも慎む必要がある。転んだ時はすばやくコースをあげなければならない
- 登るとき、歩くとき、止まるときはコースの端を利用しなければならない
- スキー、スノーボードなど、雪上滑走用具は流れ止めをつけなければならない
- 掲示、標識、立入禁止サイン、場内放送等の注意を守り、スキーパトロール、スキー場係員の指示に従わなければならない
- 事故があったときは、救助活動と報道に協力し、当事者・目撃者を問わず身元を明らかにしなければならない
- リフトの安全な乗り方を理解して利用しなければならない

### ■責任

- 当スキー場は、スキー場管理区域外での事故に対して一切の責任を負いません
- ただし、要請の有無に関わらず当スキー場が必要と判断し救助活動を行った際は、これに関わる全経費を当事者に請求します
- 当スキー場は、利用者がこのルールおよび日本の法令を守らなかったことにより損害または経費の負担を受けたとき、その賠償および負担経費の支払いを求めます
- 当スキー場は、管理区域内のスキー用具置き場および駐車場における盗難等に対して責任を負いません。 ※当スキー場の利用について紛争が生じた時の管轄裁判所は、当スキー場所在地を管轄する裁判所とさせていただきます。

### ■その他

- 保護者の目の届かないところでのお子様の単独行動はお止め下さい
- 上記に記載のない事項は、法令および一般慣習に準じた行動をお願いいたします

### ■ドローンなどの無線航空機の飛行禁止について

近年急速に普及しているドローンなどの無線航空機(一部有線の物も含む)ですが、赤倉温泉スキー場では、スキー場、リフト、その他施設の、上空及び周辺、また影響を及ぼす可能性のある場所での飛行を特別な許可がある場合を除き禁止しております。

スキー場や施設には滑走者や通行人なども多く、ドローンなどは重量もあり、また翼も回転していることから、万一の人や物への衝突時には甚大な被害が発生することも想定されます。突発的な強風や無線通信の不具合、故障、操縦ミスなどからの人や物への衝突事故などの回避、またその他安全上の理由により禁止させていただきます。



## 6. 連絡先

〒999-6105

山形県最上郡最上町大字富澤3480番地1

赤倉温泉スキー場

TEL 0233-45-2901

FAX 0233-45-2901